

第3期第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第3期第5回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成25年9月3日（火） 午後6時～午後8時
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員18名)宮崎牧子委員長、石井知子委員、岩月裕美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、堀木正宏委員、丸山敏雄委員、米澤聡子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員 (事務局5名) 福祉部長、福祉部経営課長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センター運営協議会 1 練馬区地域包括支援センターの現状と課題について …資料1 ○ 地域密着型サービス運営委員会 1 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開） …資料2 2 地域密着型サービス事業者の公募選定結果および指定について …資料3 3 地域密着型サービス事業者の指定更新について …資料4 ○ その他 1 介護保険状況報告 …資料5
6 配布資料	席上配布資料 (資料1) 練馬区地域包括支援センターの現状と課題について (資料2) 地域密着型サービス事業者の公募について(非公開) (資料3) 地域密着型サービス事業者の公募選定結果および指定について (資料4) 地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料5) 介護保険状況報告
7 所管課	(地域包括支援センター運営協議会) 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 TEL：5984-4582(直通) Eメール：KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp (地域密着型サービス運営委員会) 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 TEL：5984-4589(直通) Eメール：KAIG002@city.nerima.tokyo.jp

第5回地域包括支援センター運営協議会 第5回地域密着型サービス運営委員会

（平成25年9月3日（火）：午後6時～午後8時）

（委員長） これより、第3期第5回練馬区地域包括支援センター運営協議会・練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をする。

（事務局） ただ今の出席委員は16名で、二人の委員より欠席の連絡を受けている。傍聴者は0名である。

（委員長） 3月14日に開催した第3期第4回委員会の会議要録については、事前に事務局より送付した。特に訂正などのご連絡をいただけていないが、よろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、次第に沿って議事を進める。本日も委員の皆様には、活発なご意見、ご発言をお願いしたい。なお、会については、午後8時を閉会のめどとしているので、会の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、地域包括支援センター運営協議会を開催する。

案件1、練馬区地域包括支援センターの現状と課題について、資料1の説明を光が丘総合福祉事務所長にお願いします。

（光が丘総合福祉事務所長） それでは、私から地域包括支援センターの現状と課題について、ご説明させていただきます。

【資料1について説明】

（委員長） それでは、ただいまの資料1の説明に対し、ご意見があればお願いします。

（委員） 一点だけ教えてほしい。支所のアンケートの中で、横グラフで、孤立、閉じこもり高齢者への把握というものが、24支所のうち13支所が「どちらかというのできていない」、「できていない」ということの意味でよいか。業務評価のところである。

ということは、半分以上の支所はそうお感じになっているということと、その前に円グラフがあるが、孤立高齢者の把握状況ということで、いろんなところからお話や情報が入っているとよく分かるのだが、片方で、そういう支所のご意見からすると、ここは突出して見える。ですから、喫緊の課題なのかなと感じるのだが、如何か。

（光が丘総合福祉事務所長） 今、委員からお話があったとおり、それぞれの支所の感じ方に多少の差はあるといえども、これは練馬区に限ったことではないが、孤立しがちな高齢者の方々へのご支援について、どう現状把握するかということは、区としても非常に大きな課題の一つと認識している。

日ごろから、民生委員や地域の方々からも、そういったご相談、ご連絡をいただいているところであるが、全体の把握というものをいかにやるべきかは、まだ私どもとしても幾つか考えているところである。では、これからどうするかに関しては、まだ検討、模索をしているところである。

（委員） 認知症のオレンジプランの中でも、地域包括支援センターは認知症対応の前線になるといわれているが、でも、実際、具体的にとなると、まだ現況では認知症は逆に弱くて、対応がまだ十分できていないということが示されたのだと思う。

先日のこの会議でもお話ししたが、医師との連携が支所と十分にとれていないというこ

ともあって、なかなか実際に、具体的にになると進みにくいということもあろうかと思うが、今後、認知症の早期発見や、そういうアプローチをしていくためには、医師ないしは医師会との連携が重要になるかと思うが、何か具体的に今、考えていることはあるか。

（光が丘総合福祉事務所長） 今、委員からお話があったとおり、私どもでご相談をお受けして、問題が具現化している方々に対するご支援という中で、対応しているというのが現状である。

委員のお話のとおり、早期発見のために、よくアウトリーチという言葉があるが、どのような形で外に出ていくのかということが、大きな課題となっている。

医師会との連携、協力というものは、これは絶対必要なことと思っており、まだ具体的に決められていることではないが、練馬区として在宅療養にかかわる推進協議会を、平成25年4月から立ち上げ、その中でも、特に専門部会ということで、認知症専門部会を立ち上げさせていただいた。

その中には、医師の方々を初め、多数の方にご参加いただいているが、そこでの議論の中心になってくるのも、医師会を初めとする関係各位のご協力を得ながら、どのようにアウトリーチ、早期発見につなげていくのかということが、議論の中心となると思っている。

今日この段階で、具体的な話は申し上げられないが、その議論を踏まえながら、医師会の皆様を初めとする、関係の皆様にもご協力をいただく形で、仕組みをつくり上げていきたいと考えている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 練馬区の本所、支所との関係づくりは、とてもよく機能しているのではないかと、私たちが民生委員として活動している者にとっては、とても頼りがいのある関係ではないかと思っている。

一つ伺いたいのだが、向山、貫井の民生・児童委員協議会の場合は、最初に支所ができて7年目になる。この間に、支所の再編が何回も行われている。そのたびに、支所の区域が3年ごとに変わっている。

最初は、私たちは練馬高松園が支所であったが、その次の4年目には練馬区役所内支所ということで、区役所の中に支所が移った。その際には、すごく不自由したのだが、支所の皆さんも常に自転車で駆けずり回っている姿を見て、本当にご苦労だと思った。

そうしたところ、今年になってまた再編された。前回お話を伺ったら、人数的に6,000人をめどに支所を括っているということで、その括りの中で再編を考えていると仰ったが、私たちは今、伺っていたら、本当に地域のネットワークとか、地域力と仰っているわりには、そういうものが本当はないがしろにされているのではないかと思っている。

せっかくお顔が見えて、頼りになる支所の皆さんと関係がつくられた途端に、今度は、また支所が変わるということで、またメンバーの入れ替えがあり、今度は、もっと極端に、向山、貫井が二分されてしまった。一つの民生・児童委員協議会が、二つの支所に分割されたのである。それもまたいかがなものかと思った。

私たちは、支所との連携をうまくして、できれば地域の認知症予防活動を推進したいと思っていたが、二分されてしまい力がもぎ取られた感じがしている。

とにかく一つのことをするにも、やっと顔が見えてきたと思ったときに、再編、再編では困ってしまう。それで、中村地区の民生・児童委員協議会の方に伺ったら、中村地区は

4回再編されているというので、まだ上手があったのかと思った。再編にあたっては、もう少し地域のネットワークとか、地域力とおっしゃるのであれば、そちらを大事にしていきたいと思う。これ以上再編されたら、また困るのではないと思う。

ちょうど再編の時期に、3月、4月にわたって、孤独死の方がおいでになった。それも、前任の支所の方は把握していらしたが、その引き継ぎがまだ十分ではなく、4月に亡くなられたが、そういう狭間にある方々がいらっしゃる。だから、そんな簡単に人数割で支所の仕組みを変えられたら、地域の私たちはとても不自由な思いをするし、残念な思いをしている。

できれば民生・児童委員協議会単位で括っていただけたら活動がしやすいのではないと思うし、支所が近くになったということは本当に活動しやすい。地域の皆さんも窓口に行きやすいという感じで大変喜ばれていると思うので、今後の支所のあり方について少し伺えたらと思う。

（光が丘総合福祉事務所長） 今、委員からお話をいただいたが、本当にそのとおりに感じている方々もいらっしゃるだろうと思う。去年の地域包括支援センター運営協議会の中でも多数のご意見をいただいた。私どもとしても机上の計算のみで人数ありきということでない。

また、特に向山、貫井の地域の方々には、今までもそういった歴史が繰り返されてしまったところなので、ご協力をいただいているの方々には、本当にお手数をおかけしていると思っている。

今後は、高齢者人口の状況および施設整備の進捗等によって、支所が増えるという要素は当然あり得るわけだが、一律に人数ありきではないということを念頭に置きながら、調整していきたいと思っている。

ただ、一方で、民生委員の皆様は区内20の地区に分かれて、協議会で運営していただいているところであるが、ご案内のとおり、支所の数は24か所ということもあるので、必ずしも民生・児童委員協議会と完全に合致させるということも物理的には難しい。今後の考え方として、十分に皆様のご意見なども踏まえながら、高齢者の方々にとっても、ご家族の方々にとっても、利用しやすい環境整備をしていきたいと思っている。

本当に、ご協力いただいている民生委員の方の率直なご感想かと思うので、その点は改めて受けとめさせていただく。よろしく願います。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 在宅医療の相談と、その感想についてお話ししたい。

私の友人で、高齢化したため、近くに訪問診療はないかと相談を受け、地域包括支援センターへ、私がかわりに電話を試みた。

そこでは、訪問診療の一覧はないけれども、練馬区医師会の一覧名簿から、住居に近くで該当しそうな医師を手作業で探してくれた。

1件探してくれたが、それはそれでありありがたいが、もっとほかはないのかなと思って後で調べたら、練馬区医師会のホームページの中に、医療連携センターというのがあったもので、ここに電話をしたら、ここでは検索システムを開発整備しており、問い合わせにすぐ対応できるとのことであった。それから、ソーシャルワーカーが、すぐ3件教えてくれた。

これはいいなと思ったので、もっとほかにはないかなと思ったら、東京都医療機関案内サービス、愛称「ひまわり」というのがあり、これは町名を入れれば、近い順に最大60件の一覧表が出てきた。

私は思ったのだが、特に、こういう地域包括支援センターは、いろんなところの相談を受けないといけないし、特に医療関係はなかなか難しいであろうから、1番目にはもっと医療関係との情報の共有化、2番目には検索システムの活用、こういうことをもっともっと進めたら如何かという感想を持った。

（委員長） それについては、如何か。

（光が丘総合福祉事務所長） 今お話をいただいたとおり、相談窓口を昨年の9月1日からスタートさせたところだが、まだまだ、そういった情報の共有について、職員も区民の方も、より利用しやすいよう、今後も高めていかなければならないと思っているので、今の「ひまわり」も含めて、参考にさせていただければと思う。

（委員長） つづいて、願います。

（委員） 先ほど委員のおっしゃったことに関して、私は光が丘で、3月のときに再編になり、光が丘は三つに分かれたところであるが、そのときにすごく感じたのは、1か所は石神井総合福祉事務所の管轄区域との境にあるということ。どちらかという、そちらの方が近い場所に支所があるわけである。

支所をどこにつくるかということもすごく大きな問題であると思うが、例えば、あその場所だったら、隣の谷原地区に住んでいる方などは、石神井の管轄の方が利用しやすい場所である。

だとしたら、支所に対して、光が丘の福祉事務所の関係者も行く、石神井の福祉事務所の関係者も行くという形にした方が、住民にとっては大変使いやすい支所になるのではないかと、あのときすごく感じた。

それで、そのためにはどうしたらよいのか、多分人数がもっとたくさんにならないといけないのだろうと思う。これからもっともっと高齢化が進んでいくと、当然、今の支所の人数では足りなくなってしまう。その支所の人数を増やしていくところにもあわせて、一番住民が使いやすいところ、どうしても、区が思うところに支所をつくるわけにいかない、その支所の場所に合った形態というか、住民が使いやすい形態というものを、ぜひこれからつくっていただきたい。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） その課題についてと、一番初めのページで説明をいただいた高齢化率と要介護者数、これを教えていただきたい。

まず、この要介護者数というのが一番大切なことで、この人たちに対してどうしていくかというのが基本的な対応策になると思う。

そのときに、要介護認定者数の将来推計というのは、具体的に何を基本にしてこれが出てくるのか、教えてほしい。

それと、いろいろと現状と課題について説明をいただいたが、課題に対する具体的な対応策は、これから検討されていくのかどうか。区のどちらの部署で検討されていくのかということについて、簡単でいいので教えてほしい。

（光が丘総合福祉事務所長） まず課題の部分を先に私の方からお答えする。

今、ここで課題ということで一つ挙げさせていただいた。もちろん、これ以外にも課題があるし、皆様がそれぞれのお立場で感じている課題もあると思う。

ご存知かと思うが、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画は、現在第5期計画で、平成24年度から平成26年度が計画期間である。今後、平成27年度から平成29年度の第6期計画を区として策定していく。

この議論の中では、こういった課題について、どういう対応が必要なのか、また、直接的にどういった事業を展開していくのが必要なのかということ、この地域包括支援センター運営協議会の皆様にご意見をいただきながら進めてまいりたい。

実務的には、今年度末から来年度にかけて、そのような議論、検討の場を広めていくという内容になる。

（委員長） 介護保険課長、お願いします。

（介護保険課長） 資料5をご覧ください。こちらを見ていただくと、ご存知のとおり、1番のところで、第1号被保険者数が14万7,110名である。練馬区全体の人口が71万1,484名ということなので、高齢化率が20.7%となっている。この第1号被保険者65歳以上の方のうち、さらに二つに分けて、65歳以上75歳未満と、75歳以上というのが記載のとおり数字になっており、ほぼ半々ぐらいの割合になるというのがここから読み取れる。

その後、2番目のところで、要介護認定者の状況について、先ほどのご質問があったところと関連していると思うが、第1号被保険者14万7,110名のうち、第1号被保険者として介護認定を受けている方というのは、要支援1から要介護5までの方で、合計数が7月末現在では2万7,477名、要介護認定率としては18.7%と見ていただければと思う。

これについては、ご本人やご家族の方が介護の申請を行い、要支援、要介護という形で認定を受けた方の数である。

（光が丘総合福祉事務所長） 最初にご質問があった人口将来推計であるが、一般的に国等で示されている正確な数字や割合を記憶しているところではないが、現状は、例えば要介護認定率が18.7%で、高齢者人口が増加していく中で、当然、認定者数も増えていくということでの推計であり、私どもも、要介護になってしまう方々を、そうならないように、重度化しないようにということで事業を組んでいるわけであり、これは年を経れば、認定率がどんどん上がっていくという推計ではない。

高齢者人口との見合いの中で、要介護認定率ができるだけ高くないように、ただ、一方では、高齢者の方々の人口そのものは当然増えていくので、数字という点では、要介護認定者の方々も増えていくという推計で、そのときの段階の推計でこのような資料を作成している。

ちなみに、これは練馬区地域医療計画を昨年度に作成し、その際の推計ということでピックアップして、この資料に添付させていただいている。

（委員長） 委員、いかがか。

（委員） 了解した。ただ、私が心配しているのは、多分、65歳以上は高齢者なのだが、高齢者の中でも年齢がこれからドンドン変わっていくと思う。そうすると、要介護というものの構造が変わってくるのではないかと思っている。

このグラフを見ると、一律に伸びているような気がして、これも心配だったので、どのような推計方法をとっているのかと思って確認しただけである。

（委員長） 高齢社会対策課長、お願いします。

（高齢社会対策課長） ただいまの委員のご指摘のとおりで、一概に65歳以上の高齢者と捉え切れない部分は当然ある。

要介護認定率は、ざっくり申し上げて2割であるが、先ほどの資料で見ていただくと分かるように、前期高齢者については5%である。後期高齢者については32%であるということで、主に前期高齢者の方は非常に元気高齢者の方が多くて、社会参加を促進していくべきではないかという方向もある。

これから第6期計画に向けて検討を開始していかなければならないわけだが、基本的な方向としては、団塊の世代の方が前期高齢者になっているということで、練馬区においても、この1年間で5,000人ほど高齢者人口が増えている。この方々が後期高齢者になりきるのが平成37年であるが、そこが一つ、介護需要の大きなピークだろうということで、そこに向けて、いかに地域包括ケアシステムを作っていくかというのが検討の中心になる。

こちらの地域包括支援センター運営協議会のほかに、もう一つ介護保険運営協議会という審議会を、私どもで運営しており、そこで施設サービスの量や、認知症対策、介護予防をどうするかなど、そういったことを総合的に議論させていただいている。

本協議会においても、この相談支援という部分では検討をお願いすることになると思うので、その際には、ぜひともよろしくお願ひしたい。

（委員長） そのほかにいかがか。

（委員） 今のご説明である程度分かったが、介護予防という事業が始まってから、この介護予防の効果的なものが、こういう推計だとか、それから今後の計画のときに、どのように反映されていくのかというのが全然見えてこない。

介護予防が始まってから今までの間で、単純計算の要介護認定数と、介護予防の効果があるのではないと思われるものとの、そういう数字的なものとか、効果的なものみたいなもので、見えてくるものがあるのか。もしあるのだったら教えていただきたい。

（委員長） いかがか。

（福祉部長） これは、かなり難しい話であり、まだ実際に介護予防事業が要介護認定者を、いわば抑制するのにどれだけ効果があったかというのは、国レベルでも、私どもでも、推計も含めて、出せているところではない。少なくとも10年単位ぐらいでないとも効果というものが出てこないだろうと思われる。

その一方で、今、国の社会保障制度改革国民会議の報告などでも出てきているが、今の要支援1、2の部分で、地域の中での包括的な支援事業に移そうという動きがある。そうすると、要介護認定の枠組みが変わってしまうと、当然、認定者数自体は減ってしまうだろう。そういう制度自体が動いているところもあるので、私どもが取り組んでいる方向は、やはり介護になるのをなるべく遅らせて、たとえ要介護状態になっても、地域の中で暮らしていけるような社会をつくっていくということにある。そういう中で、実際に具体的な数字として、私たちが取り組む施策などが効いてくるかということは、なかなか出せないというのが現状ではある。

（委員長） そのほかにいかがか。

（委員） 先ほど委員から出たお話の関連質問だが、ここ5年ぐらいの現場の認知度、いわゆる重度化というか、総体的な利用者の質の変化を、肌身で感じる実感としては、もの

凄いスピードで動いているのではないかというのが私の実感である。

そうすると、さきほど委員から出た、人口推移の将来推計の動きで見ると、確かに緩やかに見えるが、これはよく見ると、5年おきに調べて内訳的な推移が毎年のような形で出てくると、恐らくここ2、3年はもの凄いと思う。

それに対してどうすべきかという、それはあくまでも推定ではないかと言われるかもしれないが、現場実態はそうだと思う。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 先ほどの虐待の問題で、いよいよそうなってからしか対応できないというか、一般の職員が、いろんな対応をして、それから隔離するという形で、今は虐待の対応をしていると思う。しかし、これから先は、手遅れになったという事例がたくさん出てくるのではないかと思っている。

例えば、警察的な介入というものは、今後、練馬区はどのように考えているのか。命が危なくなってくると、しょっちゅうそういうこともあるので、先に把握するのはなかなか難しいだろうが、例えば、思わぬところに内出血があって、何回もそういうのを見て、「これはちょっとおかしい」といったときに、警察が介入できるような形はとれるのか。

（光が丘総合福祉事務所長） 問題が重篤化している事例は、残念ながら案件としてはある。

警察の介入というお話があったが、高齢者虐待防止法の趣旨から申し上げると、立入調査をする権限が区の職員に与えられている。

その立入調査をするに当たって、調査に対し非協力的だとか、調査に何らかの支障が生じる場合、例えば、調査を受け入れてもらえない、暴力的な態度で調査を拒否するなど、そのような場合に警察官の立ち会い、協力というものを求められる。

委員がおっしゃっている趣旨は、多分、それこそ刑法上問題があるような事例も出てくるのではないかということだと思われる。残念であるが、傷害罪が適用される事例もあるのではないかと、ということかと思う。

もし、そういう傷害云々という話になってくれば、当然警察とともに対応していく話なので、改めて何か仕組みをとということではないが、警察とともに一緒に対応することになると思う。

ただ、私どものあるべき姿、立ち位置としては、これも法の趣旨でもあるが、虐待をする側を罰するための法律ではなく、また、罰するために私どもが関わっているわけではないということがある。

虐待者や擁護者の方のご支援も行いながら、当然のことながら、被虐待者、高齢者の方の権利をしっかり守っていく、支援をしていくというものなので、一律に、私どものスタンスとして、問題事例があった場合に、警察へ協力を求めていくということは、当然必要な場合もあるが、罰する立場ということからの観点ではなく、福祉という観点から、しっかりそれを認識した上で、必要な対応を図っていく。警察に相談するということは今までもあったので、それは続けていきたいと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 介護予防が移行になるということで、結構、お年寄りの方が、通っているデイサービスに行けないのではないかと、すごく心配されているのが現状である。練馬区の

動きは今後どうなるのか、教えていただけたらと思う。

（委員長） 介護保険課長、お願いします。

（介護保険課長） 国の動きに関連して少しお話しする。昨年、社会保障制度改革推進法が3党合意に基づいて制定された。時限立法ということで、昨年の8月から今年の8月まで、この法律に基づき、先ほどお話があった社会保障制度改革国民会議が設置され、この中で8月6日に報告書がとりまとめられた。

この改革国民会議のメンバーが、学者15名が中心になっているもので、介護保険事業者の代表の方も入っていないし、自治体、介護を受けられている利用者の方等々が入っていない中での取りまとめ、一定程度の報告がまとまったところである。

この報告を受け、介護については、8月21日にプログラム法案が閣議決定され、このプログラム法案が秋の臨時国会に出されるという中で、今お話のあったような、要支援の方の取り組みをどうするか、特別養護老人ホームの利用者をどうするか、それから先ほどお話のあった地域包括ケアシステムについて、この取り組みをどのように見直していこうかということ、プログラム法案としていつまでに決めていこうという法案が出されると聞いている。

その中で、今度は、社会保障審議会の場合を中心にその法案に基づいて個々の法律が決まっていくというかたちになるから、練馬区として今後どうしていくのかというお尋ねになると思うが、予想では12月末までに一定程度、法律の中身が固まってくるので、この法律の中身を見て、要介護、要支援の仕組みのあり方、あるいは地域包括ケアシステムの仕組み等々を見据えながら、区としての取り組みも考えていかなければならないし、必要に応じて、国等々に意見を言う場もあれば、それは申し述べなければいけないかと思う。

（委員長） よろしいか。そのほかは。

（委員） 話がまた戻ってしまうが、支所と医療との連携の話で、こちらの委員の方から、病院を探そうと思って支所に行ったら云々という話のことだが、結局、さっきの答えて、要するに相談があったらどうやって答えているのか。どこからリストを探しているのか。

（委員長） 光が丘総合福祉事務所長にお願いします。

（光が丘総合福祉事務所長） お話しいただいた支所では十分にその情報を把握できなかったのかと思われるが、私どもで、在宅療養相談窓口を4か所設けたところであり、医師会にもご協力をいただきながら、また区内の医療機関以外の情報についても、できるだけ集めているところである。

ただ、先ほど委員からお話があった、誰しも、すぐ全てが分かるようなシステム化はされていないため、そういった手元の情報を見ながら対応させてもらっているところである。

（委員） 何度も申し上げてきたことであるが、結局そういう部分を支所の方がやろうと思っても無理があると思う。どんなリストをつくっても、何をしても限界がある。それは、それなりのプロというか専門家が、医師会には医療連携センターもあるし、歯科医師会には診療所がある。そちらに振るということをしてもらえば、そこから先は自動的にできるようになっているわけで、悪いけれども、中途半端に答えるから今言ったようなことを言われてしまうわけで、単純に割り振ればいだけのことで、別に情報の共有とか難しいことを言わないで、ただ単に、そこを情報提供すればいだけである。

それをやってほしいと何度も言っているの、そのような初めからできているものを利

用してほしい。これは何度も言っていることであるので、お願いしたい。

（委員長） そのほかにいかがか。

（委員） 今のお話の続きになるが、私は区内に住んでいながら、今、母が要介護4ということで、難病指定を受けているけれども、結局、今、在宅訪問の医師に来ていただいているが、それはケアマネさんから紹介されて、新宿区からお医者さんに来ていただいている。区内の医師の案内はなかった。

ケアマネさんは、地域包括支援センターから担当になっていると思うのだが、なぜか新宿区のお医者さんを紹介された。

それは、営業で、お医者さんがケアマネさんの方に「どうですか」というパンフレットを持ってきたので、ケアマネさんが「こういうのがありますよ」ということで紹介を受けた。それで、訪問を月2回受けている。

ということで、練馬区の案内が全然行き届いていない。医師会がありながら、練馬区のお医者さんの案内が、末端の在宅の欲しいところに届いていない。どこで止まっているのだろうと、今、思った。

いろんな方が担当で、いろいろと情報は出ていると思うが、その情報が行き渡らない。どこかで止まっている。本当に必要な人のところに届いていない。これが今、実感として受けているところである。

（委員長） 今のお話については、いかがか。

（光が丘総合福祉事務所長） 幾つかご指摘、ご意見をいただいた。不十分なところがあるかと思うが、そこは率直にどう改善できるのか。難しい話ではないということをおっしゃっていただいたので、どの支所にも、どのスタッフにも同じように情報が行き渡るように、早速改善していきたいと思う。

（委員） 医師会として、練馬区には在宅支援診療所が80件以上あり、地元の先生で十分賄うだけの件数はある。ただ、そういうコマーシャルベースで、在宅だけをやっているという診療所が、他区からコマーシャルベースで流れ込んでいて、そういうところが営業して回ると、包括やケアマネさんも安易にそういう流れに乗ってしまう。非常にそれは問題だと思っている。

そういうもののためにも、包括の方に地元の医療機関をぜひ使っていただけるように、ぜひ、医師会との連携をもう少し考えていただきたいと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 薬剤師会においても、かかりつけ薬局が、訪問診療の先生の指示をいただき、患者様宅へ訪問し、お薬の相談・管理をしている。薬剤師会として、ミニ地域ケア会議などでいろいろとお話をしているが、こういう制度があるのを知らないということを結構言われる。今後も地道な活動をしていかなければならないと同時に、連携が大切だと思うので、よろしくお願いしたい。

（委員長） そのほか、よろしいか。この地域包括支援センターの現状や課題については、今日、委員の皆様から活発なご意見をいただいたので、それを受けて、また区側で検討していき、この会議の中でご提案していただこうと思っている。

練馬区は面積も非常に広いし、人口も多い中で、こういった介護の問題というのは、直面している方々はその介護に忙殺されているので、なかなかそういった方に適切な情報を

提供するというのは大変難しいと思うけれども、それと同時に、40代、50代の元気な方々が、10年後、20年後の自分の問題ということで、練馬区の社会資源のこととか、練馬区からの情報提供について、自分自身でそういうことに興味を持っていくといった、両方を非常に必要とする部分だと思う。そういった点では、ぜひ皆さん、地域の中でも、まだまだ元気な40代、50代の方々にも、こういう介護保険のこととか、地域包括支援センターのなどのことについて、ぜひ情報を提供していただかなくてはならないと思うので、そういった意味でも、委員の皆様、どうかよろしくお願ひしたい。

大変長くなってしまったが、これで地域包括支援センター運営協議会を終了させていただく。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1、地域密着型サービス事業者の公募についてである。本日は、傍聴者がいないので、このまま会を進めさせていただく。

今回の地域密着型サービス運営委員会の資料については、一部を事前に送付させていただいている。この事前に送付している部分と、本日お手元に配布の資料2については非公開となっているので、本日の会議終了後、机上に必ず置いてお帰りいただきたい。

それでは、資料2について、介護保険課長、ご説明をお願いします。

（介護保険課長） それでは、お手元の資料2、それから資料2-1から2-4までについて、ご説明をさせていただきたい。

委員長からもお話があったが、事業者名等々を伏せたかたちで、既にお手元には、一部であるが事前にお配りをしており、重複があるかもしれないが、よろしくお願ひしたい。

【資料2および資料2-1、2-2、2-3、2-4について説明】

※案件1は非公開案件のため省略

（委員長） 次の案件に進ませていただくが、よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて、案件2の地域密着型サービス事業者の公募選定結果および指定について、資料3を介護保険課長にご説明をお願いします。

（介護保険課長） 資料3をご覧ください。

【資料3について説明】

（委員長） 資料3について、何か質問あるいはご意見などあったらお願ひしたい。

（委員） 定期巡回の1、2、3の事業所だが、訪問看護連携型か、一体型の方か。

（介護保険課長） こちらについては一体型である。

（委員長） そのほか、いかがか。

（なし）

では、続いて案件3である。地域密着型サービス事業者の指定更新について、資料4を介護保険課長に説明をお願いします。

（介護保険課長） それでは、資料4をご覧ください。

【資料4について説明】

（委員長） ただいまの資料4について、ご質問ならびにご意見があればお願ひする。いかがか。

（なし）

（委員長） それでは、これで地域密着型サービス運営委員会を終了する。

その他ということで、1介護保険について、資料5の説明を介護保険課長にお願いします。

（介護保険課長） 資料5をご覧いただきたいと思う。

【資料5について説明】

（委員長） 資料5につきまして、何かご質問あるいはご意見などがあれば、お願いします。いかがか。よろしいか。

（なし）

（委員長） それでは、以上をもって案件が終了した。

次回について、第3期第6回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の開催時期については、現在、事務局で調整中である。決まり次第、事務局から委員の皆様にご通知をするので、よろしくお願ひしたい。

本日は、暑い中お集まりいただき、そして、活発な、熱心なご意見をいただき、本当に、ありがとうございました。